



2026年4月10日

各 位

会 社 名 ルネサス エレクトロニクス株式会社
代表者名 代表執行役社長兼 CEO 柴田 英利
(コード番号 6723 東証プライム)

新株式発行又は自己株式の処分に関する発行登録の取り下げ及び新たな発行登録に関するお知らせ

ルネサス エレクトロニクス株式会社（代表執行役社長兼 CEO：柴田 英利、以下「当社」といいます。）は、事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対して、2025年8月1日付でリストラクテッド・ストック・ユニット（以下「RSU」といいます。）を付与することとし、新株式発行又は自己株式の処分に関する 2025年7月18日付発行登録書を提出しましたが、本日、当社及び当社子会社の役職員に対し、本年5月1日付で新たにRSU、リストラクテッド・ストック・ユニット（譲渡制限付株式型）（以下「RSU（RS型）」といいます。）、パフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」といいます。）及びパフォーマンス・シェア・ユニット（譲渡制限付株式型）（以下「PSU（RS型）」といいます。）を付与することを決定しました。これに伴い、本日付で、上記発行登録書を取り下げたうえ、改めて、下記のとおり、これらに係る新たな発行登録書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

(1)発行登録の目的	上記参照
(2)募集有価証券の種類	当社普通株式
(3)発行予定期間	発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで (2026年4月18日～2028年4月17日)
(4)発行予定額	9,300百万円を上限とします。
(5)資金使途	対象者に支給される金銭報酬債権を現物出資財産として、当社普通株式を対象者に割り当てる方法によるものとするため、手取金はありません。

〈本制度の内容〉

(1)本制度の対象者

当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び従業員

(2)RSUの概要

本制度に基づき付与されるRSUは、対象者に対して、当社が予め定める数のユニットを事前に付与し、勤務継続期間に応じて確定される数の当社普通株式を交付することを内容とする株式報酬です。RSUは、原則として、社外取締役以外の対象者の場合は、1年経過する毎に、支給されたユニット数（3年分）の3分の1ずつが、また、社外取締役の場合は、1年経過した際に、支給されたユニット数（1年分）の全

数が、継続勤務を条件として、それぞれ権利確定します。なお、買収した会社の役職員に対して、買収した会社が付与していた株式報酬の消滅を前提に RSU を付与する場合や、基本報酬の減額等を前提とした RSU については、上記と異なる期間でユニット数を確定させることがあります。

(3)RSU (RS 型) の概要

本制度に基づき付与される RSU (RS 型) は、対象者に対して、当社が予め定める数のユニットを事前に付与し、勤務継続期間に応じて確定される数の当社普通株式を、当社及び当社子会社からの退任又は退職時に譲渡制限を解除する旨の条件の譲渡制限を付して交付することを内容とする株式報酬です。RSU (RS 型) は、原則として、社外取締役以外の対象者の場合は、1年経過する毎に、支給されたユニット数(3年分)の3分の1ずつが、また、社外取締役の場合は、1年経過した際に、支給されたユニット数(1年分)の全数が、継続勤務を条件として、それぞれ権利確定します。なお、買収した会社の役職員に対して、買収した会社が付与していた株式報酬の消滅を前提に RSU (RS 型) を付与する場合や、基本報酬の減額等を前提とした RSU (RS 型) については、上記と異なる期間でユニット数を確定させることがあります。

(4)PSU の概要

本制度に基づき付与される PSU は、対象者に対して、当社が予め定める数のユニットを事前に付与し、支給した年の4月1日から3年間における当社の株主総利回りの伸長率等に応じてユニット数を確定させ、当社普通株式を交付することを内容とする株式報酬です。PSU は、支給されたユニット数を基礎に、PSU が支給された年の4月1日から3年間における当社の株主総利回りの伸長率等に応じて定められた一定の係数に従い、PSU 数が確定します。

(5)PSU (RS) 型の概要

本制度に基づき付与される PSU (RS 型) は、対象者に対して、当社が予め定める数のユニットを事前に付与し、支給した年の4月1日から3年間における当社の株主総利回りの伸長率等に応じてユニット数を確定させ、当社普通株式を、当社及び当社子会社からの退任又は退職時に譲渡制限を解除する旨の条件の譲渡制限を付して交付することを内容とする株式報酬です。PSU (RS 型) は、支給されたユニット数を基礎に、PSU (RS 型) が支給された年の4月1日から3年間における当社の株主総利回りの伸長率等に応じて定められた一定の係数に従い、PSU (RS 型) 数が確定します。

(6)当社株式の交付の方法及び時期

当社は、代表執行役の決定に基づき、権利確定日が到来する毎に、対象者に支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引き換えに、権利確定するユニットの数に対応した、RSU 及び PSU については、当社普通株式(1ユニット当たり1株)を、RSU (RS 型) 及び PSU (RS 型) については、当社及び当社子会社からの退任又は退職時に譲渡制限を解除する旨の条件の譲渡制限に服する当社普通株式(1ユニット当たり1株)を、それぞれ新株式発行若しくは自己株式の処分又はその他の交付方法により割り当てます。

なお、本制度に基づくユニットの権利確定により交付される当社株式の1株当たりの払込金額は、当社普通株式の交付にかかる代表執行役の決定日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

(7)退任時の取扱い

ユニットの権利確定は、原則として、その確定時に対象者が当社又は当社子会社の取締役、執行役、

執行役員、従業員等であることを条件としますが、対象者がユニットの権利確定前にその地位を喪失した場合であっても、雇用契約等に別段の定めがある場合その他特別な事情がある場合には、当社において定める方法に基づき交付する当社普通株式の数及び時期を調整する場合があります。なお、対象者の当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、従業員等の地位の喪失に伴いRSU（RS型）及びPSU（RS型）に基づき交付する当社普通株式は、譲渡制限に服しない当社普通株式とします。

(8)RSU（RS型）及びPSU（RS型）に基づき交付する当社株式にかかる譲渡制限

RSU（RS型）及びPSU（RS型）の権利確定により付与される当社株式については、対象者は、当該株式の交付を受けた日から当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位をも喪失する日までの間、譲渡、質入その他の一切の処分をすることができません。また、譲渡制限期間の満了日までの間に、対象者が当社の定める本制度の要項に違反した場合、法令又は社内規程等に違反し、解雇又はそれと同等の処分を受けた場合等においては、当社は当該株式を無償で取得します。

以 上

<本件に関する問合せ先>

ルネサス エレクトロニクス株式会社 コーポレートコミュニケーション室/Investor Relations
〔報道関係〕 03-6773-3001（直通） 〔IR関係〕 03-6773-3002（直通）